

静岡市令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金 Q&A

Q1. 本補助金の概要及び目的は何ですか。

A1. 令和4年台風第15号により被害を受けた農地等の早期の復旧を促進することにより、市内の農業の維持及び安定を図るため、農地等を復旧する事業を行う農業者等に対し、予算の範囲内において臨時に補助金を交付するものです。

Q2. 本補助金の対象者はどこまでですか。

A2. 市内に農地等を所有又は借り受け営農し、令和3年もしくは直近事業年度の確定申告等における農産物販売金額が50万円以上の農業者（団体含む）で、今後も農業を続ける意思のある方が対象となります。
また、上記条件を満たす農業者に農地等を貸している土地所有者も対象です。

Q3. どのような事業が補助対象になりますか。

A3. 令和4年台風第15号により被害を受けた市内農地及び農業用施設のうち、原形への復旧を目的とした補助対象経費が税別10万円を超える事業（※1）が対象となります。ただし、国の「農地・農業用施設災害復旧事業」に対象となったものは補助対象外となります。

※1 復旧に係る工事等が1箇所10万円を超えない場合でも、複数箇所の合計が10万円を超える場合は対象となります。

Q4. 農業用施設はどこまでが対象となりますか。

A4. 農業用施設については、以下の「農地に付帯する施設のみ」が対象です。その他の施設については本補助金の対象外となります。

【農業用施設】

ため池、頭首工、揚水機、用排水路、堤防等かんがい排水施設、農業用道路（農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設等）、橋梁、農地保全施設（地表水排除工、地下水排除工、抑止工等）など

【補助対象とならないもの】

農業用ハウスや倉庫等の再建・修繕、農業用・加工用機械の取得・修繕、種子・種苗、肥料の購入費用は対象外です。

Q5. モノレールやビニールハウス、製茶機械等は対象となりますか。

A5. 本事業における農業用施設とは、ため池、頭首工、揚水機、用排水路、堤防等かんがい排水施設、農業用道路（農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設等）、橋梁、農地保全施設（地表水排除工、地下水排除工、抑止工等）など、農地に付帯する施設を指します。

モノレールはレールのみ対象です。※単軌条運搬機（モノレールカー）は対象外
ビニールハウス、製茶機械等は対象外です。

Q6. 農業用施設のみ復旧工事を行った場合も本事業の対象となりますか。

A6. 本事業の対象となる農業用施設（ため池、頭首工、揚水機、用排水路、堤防等かんがい排水施設、農業用道路（農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設等）、橋梁、農地保全施設（地表水排除工、地下水排除工、抑止工等）で、農地に付帯する施設であれば対象です。

Q7. 「原形に復旧すること」の考え方は何ですか。

A7. 被害を受けた農地等について、機能アップを目的とせず、原形に復旧することです。ただし、原形への復旧が困難な場合、同等の効用を持つものに復旧をする場合はこの限りではありません。

Q8. 補助対象経費の範囲はどこまでですか。

A8. 工事請負費、材料費、労務費、重機等の賃借料その他の復旧に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）です。ただし、国又は地方公共団体による補助事業との併用はできません。

（1）工事請負費…復旧に要する工事費（人力による作業も可、ただし業務委託に限る）

（2）材料費…土のう等

（3）労務費…土砂等の運搬料及び処分費

（4）重機等の賃借料…復旧に要する重機等の賃借料（オペレーター含む）及び運搬料

※自己で工事を行う場合、自己労賃、自己所有機械の使用料等は補助対象外です。重機をレンタルする場合の賃借料、資材費、運搬費等は補助対象です。

Q9. 本補助金では、どの程度の金額の支援が受けられますか。

A9. 補助対象経費の2分の1以内の額（上限金額100万円）です。また、申請者1人（1団体）につき1回に限り申請できます。

Q10. 提出が必要な書類は何ですか。

A10. 以下書類をご提出頂く必要があります。

- (1) 交付申請書兼実績報告書（様式1号）
- (2) 事業実績書（様式第2号）
- (3) 収支決算書（様式第3号）
- (4) 位置図（復旧箇所が分かるもの）
- (5) 確定申告書の写しその他農業に関する売上が確認できる書類
- (6) 復旧の状況が分かる書類
- (7) 復旧に係る作業内容が分かる書類
- (8) 領収書の写し
- (9) 請求書
- (10) 口座情報が分かる部分の通帳の写し
- (11) 定款、規約等（※1）
- (12) 団体構成員名簿（※1）
- (13) 誓約書（※2）

※1 申請者が団体の場合に限る

※2 以下に該当する場合に限る

- ①事業実施箇所が借地の場合
- ②当該農地の農業者ではなく、当該農地の所有者が申請する場合であって、農業に関する売上が確認できる書類がない場合
- ③復旧の状況が分かる書類（着工前の写真等）がない場合

Q11. 「復旧の状況が分かる書類」とはどのようなものですか。

A11. 着工前後の写真など、被害を受けた農地等の状況が確認できる書類です。着工前の写真がない場合には、誓約書を添付してください。

Q12. 「復旧に係る作業内容が分かる書類」とはどのようなものですか。

A12. 請求書の写しなど、具体的な作業内容を確認できる書類です。

Q13. 事前着工は可能ですか。

A13. 工事完了後に申請して頂ければ問題ありません。申請時に、被害を受けた着工前の状況が確認できる写真等の書類を添付してください。写真がない場合は、誓約書を添付してください。

Q14. 借地の場合でも申請可能ですか。

A14. 可能です。誓約書を添付してください。

Q15. 任意の団体でも申請可能ですか。

A15. 任意の団体でも規約の定めがあり総会等で会計報告を行い、適切な事業実施と会計事務を行うことができる団体であれば申請可能です。以下の書類を添付してください。

- (1) 定款、規約等
- (2) 団体構成員名簿

Q16. 本補助金の申請にあたっては、どのような手続きが必要になりますか。

A16. 本補助金を活用する際に必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 復旧工事の実施 期間内に復旧工事を終え、業者等への支払いを完了してください。
- (2) 申請書の提出 必要な書類を添付して、農業政策課に申請します。
- (3) 補助金確定通知
- (4) 補助金の請求・支払い

※復旧工事の完了及び申請が令和5年4月以降となる方は、令和5年5月31日(水)までに下記問い合わせ先まで必ずご連絡ください。

その他ご不明な点等は、下記担当窓口までお問合せください。

農業政策課 みかん・園芸・畜産係 054-354-2097
お茶のまち推進係 054-354-2089

【平日】午前8時30分から午後5時15分まで